

平成28年8月
観 光 庁

農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の 企画・提供の解禁について

1. 概要

訪日外国人を含めた観光客の増加に対応し、地方創生を推進するためにも、農家民宿など、受け入れ側の地域（着地）における意欲のある宿泊事業者等が、当該地域の固有の資源をいかした「地域限定」の旅行商品を企画・提供していくことが重要である。

このため、宿泊事業者等によるこうした「着地型旅行商品」の取扱いが広がるよう、旅行業法（昭和27年法律第239号）上の必置資格である旅行業務取扱管理者について、試験の簡素化等の見直しを、国家戦略特区での要望も踏まえて検討し、所要の措置を講ずる。

2. 今後の検討事項

- ①試験内容検討（試験に関して簡素化すべき分野と問題等の具体的な見直し）
- ②試験実施機関との調整
- ③旅行者の安全確認（災害、交通の事故時の安否確認等も含む）、旅程管理、補償等の実務マニュアルの作成又は見直し（試験は実務の全てを出題している訳ではないため）

3. 特区要望の対応スケジュール（予定）

- | | |
|--------|---------------------------|
| 8月～12月 | 検討・調整（試験内容・省令案・実施要領作成を含む） |
| 1月～3月 | 省令改正・公布・施行 |
| 4月 | 実施 |